

## 令和3年11月 四万十市農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和3年11月5日(金) 午後2時30分～午後3時15分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 15名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	10	芝 順子	16	岡崎 誠
3	伊与田 真哉	11	岡村 猛	17	尾崎 征洋
5	加用 雅啓	12	伊勢脇 精藏	18	福留 宜彦
7	谷崎 容子	13	土居 忠栄		
8	遠地美千代	14	清水 優志		
9	山本 官	15	正木 卓夫		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子
2	武井 健治	5	宮地 秀之
3	宮崎 幸一	6	山口 昇彦

4 欠席委員

(1) 農業委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	4	井上 靖好	6	安藤 久徳
19	畠中 温喜				

(2) 農地利用最適化推進委員 1名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
8区	竹村 光一				

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	事務局長補佐 (西土佐地域担当)	渡辺 昌彦
事務局長補佐	吉田 貴浩	主事 (西土佐地域担当)	東 昭伸
係長	柴 秀樹		
主幹	宮川 昭人		

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番～3番)

第2号議案 非農地証明書の交付について(1番～3番)

第3号議案 農地利用集積計画(案)について(1番～2番)

第4号議案 農地利用最適化推進委員(欠員分)の委嘱について

報告事項

その他

◆議 長（福留会長）

只今から令和3年11月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。  
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号4番 井上 靖好 委員、議席番号6番 安藤 久徳 委員 議席番号19番 畠中 温喜 委員の4名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中15名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、竹村 光一 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号11番 岡村 猛 委員、議席番号15番 正木 卓夫 委員をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 具同 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦60年の81歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間160日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクターを所有しているとのことです。申請地は自宅から約2キロメートルの距離となっております。耕作面積は92アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 鍋島 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦50年の77歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間350日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約1分の距離となっております。耕作面積は49アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして、議案書は3ページになります。番号3。土地の表示は、大字 伊才原 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦32年の52歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間100日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦56年の父の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、軽トラック、管理機を所有、田植え機、コンバインをリースしているとのこと。申請地は自宅から約10キロメートルの距離となっております。耕作面積は64アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。また、申請地は現在休耕地となっておりますが、取得後は譲受人とその家族が耕作していくということですので、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われま。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号15番 正木委員 (具同地区担当)

15番、具同地区担当正木です。1番の3条申請について説明します。事務局の説明のとおり、譲受人は高齢でありますけれども、大変元気な方でこの申請農地の周りにも農地を所有しております。トラクター以外に農機具はないですけれども、リースが今までは主だったんですけれども近所の人とコンバイン、田植え機については共同で耕作するという計画でございまして、今まで譲り受けた農地についてはきれいに耕作してございまして、この申請地についても耕作の意思がございまして、今現在は草が結構生えている所ですけれども、もうすでに草を刈ったり、そういう作業をしてございまして、この農地については耕作する意思が固いものと考えております。この案件については問題ないという事でございます。以上です。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員 (中村・具同・東山地区担当)

特にありません。

◆議 長 (福留会長)

「2番の関係委員さん」ですが、本日欠席のため、適当である旨、事務局へ連絡がありました。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員 (下田・八束地区担当)

10月27日に現地確認に行っていましたが、周りに色々と植えていて空いたところはたたいていたので、そこで作るのだろうと思いましたが、特に問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

「3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号7番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

7番、蕨岡地区担当の谷崎です。10月23日譲受人のお父さんと現地で会い、申請地の状況確認及び聞き取りを行いました。この案件は譲渡人が若い頃より大阪で生活されており、昨年8月には墓じまいをされ、全部大阪へ持って帰ったそうです。本人も年もいったことだし、こちらに戻る意思もないそうです。この後、第2号議案の非農地証明願が出てきますが、この度、一筆も残さず土地の整理をするという案件になります。今回取得しようとする農地については野菜等を植え、山の上の畑には椿を植えて油を取るとのことです。周辺の農地に与える影響はありません。また、譲受人が現在所有している農地についても効率的に耕作しており、農作業に常時従事すると認められます。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただ今の案件に対して推進委員から、意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

ここはこっちへ出てくる時に見える場所です。先ほど説明がありましたが、少し休耕中みたいですけど、特に問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。なお、1番については加用委員

の親族に係る案件ですので、加用委員は少しの間退室をお願いします。採決は1番と、2番・3番に分けて行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

～～～ 加用委員退室 ～～～

◆議 長（福留会長）

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 津蔵淵 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、10月27日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、八束地区担当の加用委員、宮崎推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの1ページ及び2ページをご覧ください。現地は、宅地の敷地内であり、一部倉庫・車庫として使用されている状況でした。本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。なお、この案件については加用委員の親族に係るものであり、農業委員の意見は省略します。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

事務局の説明のとおり10月27日に現地確認をしました。平成10年に一部倉庫、車庫を建てて利用しています。非農地証明については適当であると思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 非農地証明書の交付について、1番について採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、1番の非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。加用委員は入室してください。

～～～ 加用委員入室 ～～～

◆議 長（福留会長）

続きまして2番・3番について事務局の説明をお願いします。

○事務局

続きまして番号2。土地の表示は、大字 奥鴨川 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号2につきましては、10月27日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、後川地区担当の山本委員、武井推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの3ページ及び4ページをご覧ください。現地は、山林となっている状況でした。本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

続きまして、議案書は5ページ及び6ページになります。番号3。土地の表示は、大字 伊才原 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。

番号3につきましては、10月27日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、蕨岡地区担当の谷崎委員、東推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの5ページをご覧ください。現地は、374番及び375番については、地元の建設会社が使用している資材置き場となっており、他35筆については、山林となっている状況でした。本市の非農地証明事務処理要領に基づき、374番及び375番については、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

また、他35筆については、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われま

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「2番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

議席番号9番 後川担当の山本です。番号2について説明します。10月27日に会長、小谷課長、事務局、武井推進委員、関係者が集まって現地確認を行いました。現況は事務局の説明したとおりで、植林をして山林となっており農地に戻すことは困難と判断しました。よって非農地証明の交付は適当と考えております。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

山本委員から説明がありましたとおり、先月 27 日に説明のあったメンバーと一緒に現地確認を行いました。現状を判断して、非農地証明もやむを得ないと判断致しました。

◆議 長（福留会長）

「3 番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号 7 番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

7 番、蕨岡担当の谷崎です。10 月 27 日願人の父、行政書士、会長、東推進委員、事務局とで現地確認を行いました。当該地は元々願人の家地に墓を建てていたのですが、昨年 8 月に撤去し、現在に至っております。見た限り農地への復旧は困難と判断しました。他 35 筆につきましても事務局の説明どおりです。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただ今の案件に対して推進委員から、意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

10 月 27 日に現地調査に同行させていただきましたが、谷崎委員の説明どおりで問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第 2 号議案 非農地証明書の交付について 2 番・3 番について一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、2 番・3 番の非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第 3 号議案 市長より諮問のありました農地利用集積計画（案）について議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案について一部字の訂正があります。番号2西土佐中半の分ですが、議案書の方に350番1と350番2の土地で字名が柿ノ上と記載していますが、正しくはモリサキです。申し訳ありません。正誤表を机の上に配布しています。それでは第3号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は7ページ、農地利用集積計画書(案)は8、9ページになります。それでは1番について説明いたします。借受人は八束地区において、ナスの栽培を行っている担い手農家です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は5名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。貸借期間は令和3年11月5日から令和13年11月4日までの10年となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

続きまして2番について説明いたします。借受人は西土佐中半地区において、水稻栽培を行っている担い手農家です。今回の申請は新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの7ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。貸借期間は令和3年11月5日から令和13年11月4日までの10年となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

◆議長(福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号5番 加用委員(八束地区担当)

5番八束の加用です。借受人はJAの研修施設で研修後、施設で米ナスを栽培している農家で問題ないと思います。以上です。

◆議長(福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか?

◇宮崎委員(下田・八束地区担当)

だいぶ前からハウスでナスを作っていますが、今回新しく契約をしたのと思います。特に問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号13番 土居委員（西土佐中半地区担当）

議席番号13番、西土佐中半担当の土居です。10月30日山口推進委員と申請地の状況確認を行いました。また電話で借受人への聞き取りを行いました。申請地は田となっております。借受人は前回7月にも借り受けした農地についても水稻を耕作しております。今回借り受けしようとする農地についても水稻を耕作していくとのことです。周辺の農地に影響はありません。農機具等も全て保有しており、今後も農作業に従事していくと認められます。以上のことから農用地利用集積計画案については適当と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇山口委員（西土佐中半地区担当）

6区担当山口です。土居委員の説明のとおりで、当日貸付人からも話を聞くことができました。特に問題はないと思います。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

▶議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 農地利用集積計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、第4号議案 農地利用最適化推進委員（欠員分）の委嘱について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第4号議案 農地利用最適化推進委員（欠員分）の委嘱についてです。8月から欠員となっておりました農地利用最適化推進委員（第7区1名）について、10月1日から10月29日までの間、推進委員を募集した結果、1名の応募がありました。

なお、この1名の応募者について去る11月1日に4名の関係委員（福留会長、遠地職務代理者、渡辺産業建設課長、小谷農業委員会事務局長）からなる農地利用最適化推進委員選考委員会を開催し、候補者として適当かどうかの審査を行い、全会一致で候補者として適当であるとの報告をいただいております。本日の候補者選任につきましては、この選考委員会の選考結果もご参考のうえ、この1名の候補者の農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご審議をお願いするものです。選考結果関係資料を配布しておりますので、そちらをご確認頂きながらご審議のほどよろしくお願いたします。それでは、今回の推進委員応募者について、説明させていただきます。詳細につきましては、お手元の応募申込書をご確認下さい。

#### 《推進委員候補者の説明》

氏名が宮地 浩 57歳 男性 今回新規の応募の方です。申し込み担当区域は第7区（橘・津野川・津賀・薺ヶ市・須崎・大宮上中下・下家地・中家地）です。四万十市西土佐地域において認定農業者として、地元で水稲・施設野菜（イチゴ）・ユズ、梅等の果樹栽培で合わせて約1ヘクタールの農地において、専業農家として営農しており、下家地集落区長、市の小組合長、下家地集落の集落協定代表・書記を務めるなど、地元地域の要職を歴任されており、人望も大変厚い方です。本人も、西土佐地域を含め、四万十市における農業振興、地域の農業支援に対し強い意欲を持っております。11月1日に開催されました農地利用最適化推進委員候補者選考委員会において、全会一致にて候補者として決定を受けた旨の報告をいただいております。農業委員の皆さまのご審議のほどよろしくお願いたします。以上で説明を終わります。

#### ◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等はございませんか。質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

#### ◆議 長 （会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農地利用最適化推進委員（欠員分）の委嘱について、採決いたします。

事務局から説明のありました、今回応募された候補者について、農地利用最適化推進委員として委嘱することについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

#### ◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、第4号議案 農地利用最適化推進委員（欠員分）の委嘱については、原案のとおり1名の候補者を農地利用最適化推進委員として委嘱することといたします。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 11 月 5 日

議 長 福留宣彦

署名委員 正木卓夫

署名委員 岡村 猛